七六〇番一五　二十六号
七六〇番一四　二十七号
七六〇番一一　二十八号
七六〇番九　二十九号
七六〇番八　三十号
七六〇番七　三十一号
七六〇番四　三十二号
七七一番一　三十三号
七七一番四　三十四号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
上初野川二
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県水俣市初野
字前原　四四六番五　地先道路敷　一号
四四六番五　地先道路敷　二号
四四七番二　地先道路敷　三号
四四八番　地先道路敷　四号
字鳥越　七六〇番二六番地先道路敷　五号
七六一番　六号から十七号まで
七六〇番二六　十八号から二十号まで
七六〇番二　地先道路敷　二十一号及び二十二号
七六〇番二　二十三号及び二十四号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
上初野川三
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県水俣市初野
字前原　四四五番　一号
四四四番　十五号
字鳥越　七七八番一　二号及び十二号から十四号まで
七七一番一　三号、四号及び八号から十号まで
七六〇番四　五号
七六〇番七　六号
七六〇番八　七号
七七六番　十一号

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
新川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県葦北郡津奈木町大字岩城
字浜平　二七〇五番　一号
二六三〇番一　二号及び三号
二六一九番一　十号
二六二四番二　十一号
二六二四番一　十二号
二六二七番一　十三号
二六一一番一　十四号
字水峠
三五〇四番四　四号
三五〇四番三　五号
三五一〇番一　六号
三五二六番　七号
三五三二番　八号
三五三三番一　九号

六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
前田川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を平成二十五年国土交通省告示第八百八十七号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県葦北郡芦北町大字天月
字蚕木場　一四七八番五　一号
一四七八番一　二号から四号まで
一四七七番一　五号及び六号

○国土交通省告示第六百五十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年五月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
野々谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうち、その接している区間の河川敷

兵庫県宍粟市一宮町上岸田
字野々谷　四〇番二二から四〇番二四まで
四〇番二六
一〇四番四一及び一〇四番四二
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を兵庫県宍粟市一宮町上岸田字野々谷四〇番六と同四〇番二三の土地の接する境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県宍粟市一宮町上岸田
字野々谷　四〇番六　一号から十号まで

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
奥村川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県たつの市新宮町平野
字荒神山　六九二番一九の二　一号、二号、十七号から二十二号まで及び二十七号
六九二番二一　七号から十一号まで
六九二番一九の三　十二号から十六号まで
六九二番一九の一　二十三号から二十六号まで
字朝山　七七八番四一　三号から六号まで

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
岡ヶ谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
兵庫県豊岡市滝
字汁谷　三八八番一及び三八八番二
三八九番一及び三八八番二
三九〇番一から三九〇番四まで
三九一番
三九二番一及び三九二番二
三九三番一
三九三番三及び三九三番四
三九四番一及び三九四番二
三九五番から三九八番まで
三九八番一
三九九番一から三九九番三まで
四〇〇番一から四〇〇番四まで
四〇一番一から四〇一番三まで
四〇二番一から四〇二番三まで
四〇三番及び四〇四番
字岡ヶ谷　三五四番
三五五番一から三五五番六まで
三五九番二及び三五九番三
三六二番二
三六三番一及び三六三番二
三六四番三
三六六番
三六七番一から三六七番三まで
三六八番二及び三六八番三
三六九番二から三六九番五まで
三七〇番二から三七〇番五まで
三七一番
三七二番一から三七二番三まで
三七三番から三七六番まで
三七七番一及び三七七番二
三七八番及び三七九番
三八〇番一及び三八〇番二
三八一番及び三八二番
三八二番一
三八三番から三八五番まで
三八五番一
三八六番
三八六番一
三八七番

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
東側中川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県養父市大屋町明延
字新町　一二三四番一　一号
字東側　一九二番一　二号
一九六番二　三号から六号まで

○国土交通省告示第六百六十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年五月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏